

～定期検査手数料表～

佐賀県手数料条例による

秤量	手 数 料 【非課税】
1 0 0 k g 以 下	¥ 1, 5 0 0
2 5 0 k g 以 下	¥ 1, 9 0 0
5 0 0 k g 以 下	¥ 2, 3 0 0
1 t 以 下	¥ 3, 2 0 0
2 t 以 下	¥ 4, 1 0 0
5 t 以 下	¥ 7, 1 0 0
1 0 t 以 下	¥ 1 1, 0 0 0
2 0 t 以 下	¥ 1 5, 9 0 0
3 0 t 以 下	¥ 1 9, 4 0 0
4 0 t 以 下	¥ 2 1, 8 0 0
5 0 t 以 下	¥ 3 0, 0 0 0
5 0 t を超過	¥ 5 1, 4 0 0

※1 はかりの最小の目盛又は、表記された感量が秤量の1万分の1未満のものにあつては、上記金額の2倍とする。

※2 秤量が複数あり、手動により切り替えができるものにあつては、秤量ごとにあたる上記金額の合計額とする。ただし、※1に該当する場合にあつては、最大秤量にあたる上記金額の2倍額と、その他の秤量にあたる上記金額の合計額とする。

※3 棒はかり ¥ 4 0 0 直線指示はかり ¥ 3 5 0

※4 分銅・増おもり (一組) ¥ 2 5 0

～所在場所検査における諸費用負担金～

平日の検査に係る諸費用として下記の負担金が必要です。ただし、時間外の検査を希望の場合は、別途時間外料金が発生します。

なお、休日(土日祭日)の検査を希望される場合は別途ご相談ください。

1. 検査用具運搬(分銅運搬に要する経費、秤量が300kgを超える場合のみ。)

1か所あたり標準(1日3か所以上の場合) 【税込価格】

はかりの秤量	運搬に要する経費(1台あたり)	複数台検査の場合2台目以降1台
3 0 0 k g 超～2 t 以下	¥ 3, 3 0 0	¥ 1, 1 0 0 増
2 t 超～5 t 未満	¥ 6, 6 0 0	¥ 3, 3 0 0 増
5 t 以上～1 0 t 未満	¥ 1 2, 1 0 0	¥ 6, 6 0 0 増
1 0 t 以上～2 0 t 以下	¥ 2 4, 2 0 0	¥ 1 2, 1 0 0 増
2 0 t 超～4 0 t まで	¥ 4 8, 4 0 0	¥ 1 2, 1 0 0 増
4 0 t を超過	秤量×1, 2 1 0 円	¥ 1 2, 1 0 0 増

2. その他の経費 【税込価格】

1か所 ¥ 1, 1 0 0 ～ ¥ 2 2, 0 0 0

指定期間検査機関

一般社団法人佐賀県計量協会

(TEL) 0 9 5 2 - 3 1 - 1 4 1 1

(FAX) 0 9 5 2 - 3 1 - 0 0 8 2

◎主な定期検査対象機器

1. 電気式はかり



2. ばね式はかり



3. 手動指示併用はかり



4. 等比皿手動はかり



5. 不等比皿手動はかり



6. 台手動はかり



7. 棒はかり



8. 直線指示はかり



9. 分銅



10. 増おもり

